

【検討項目 3】 関連資料

2024年4月19日

第4回 国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に向けた検討体制構築準備会合 ワーキングチーム

<検討すべき項目>

【検討項目1】目指す姿（基本哲学）

【検討項目1-1】国・地方デジタル共通基盤の整備・運用を通じて目指す行政の姿

【検討項目1-2】国・地方デジタル共通基盤の整備・運用における国と地方の役割分担

【検討項目2】取組の方向性

【検討項目2-1】共通化すべき業務・システムの基準

【検討項目2-2】国と地方の費用負担の基本的考え方

【検討項目2-3】地方におけるデジタル人材確保

【検討項目3】今後の推進体制

【検討項目3-1】国と地方の連携の枠組み

【検討項目3-2】連携・協議すべき事項やその進め方

基本方針を通じた国・地方デジタル共通基盤の整備・運用の推進

- 地方自治体の情報システムの現状やこれまでの取組を踏まえ、地方自治体の意見を丁寧に聞きながら、国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針を定め、当該基本方針に基づき、国と地方が連携する体制を構築、共通SaaSやDPIの活用を推進。また、境界型防御のみに依拠した「三層の対策」を見直し、ゼロトラストアーキテクチャの考え方を導入。

地方自治体の情報システムの現状

- 中規模団体A市においては約120の情報システムを利用
- システム整備は、基本的には地方公共団体の負担で行われるが、各省庁の補助金やデジ田交付金が活用されている例もあり

共通化に関連するこれまでの取組

○ デジ田交付金TYPESの活用事例

交通	教育	介護	子育て・福祉相談	防災
----	----	----	----------	----

○ デジ田交付金（TYPE1・サービスカタログ等）の活用事例

公共交通	医療・健康・子育て	教育	防災	窓口DX
図書館	データ連携基盤	施設利活用	市民ポータル	選挙・投票所受付

等

○ 都道府県による共同調達

都道府県によるシステムの共同調達により、共通化が進められている例もある。例）電子入札・電子調達システム、電子申請・納付システム、施設予約システム 等

○ 標準化の対象となる自治体情報システム

児童手当	戸籍	健康管理	生活保護	国民年金
介護保険	個人・法人住民税	固定資産税	住民基本台帳	就学

等

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針

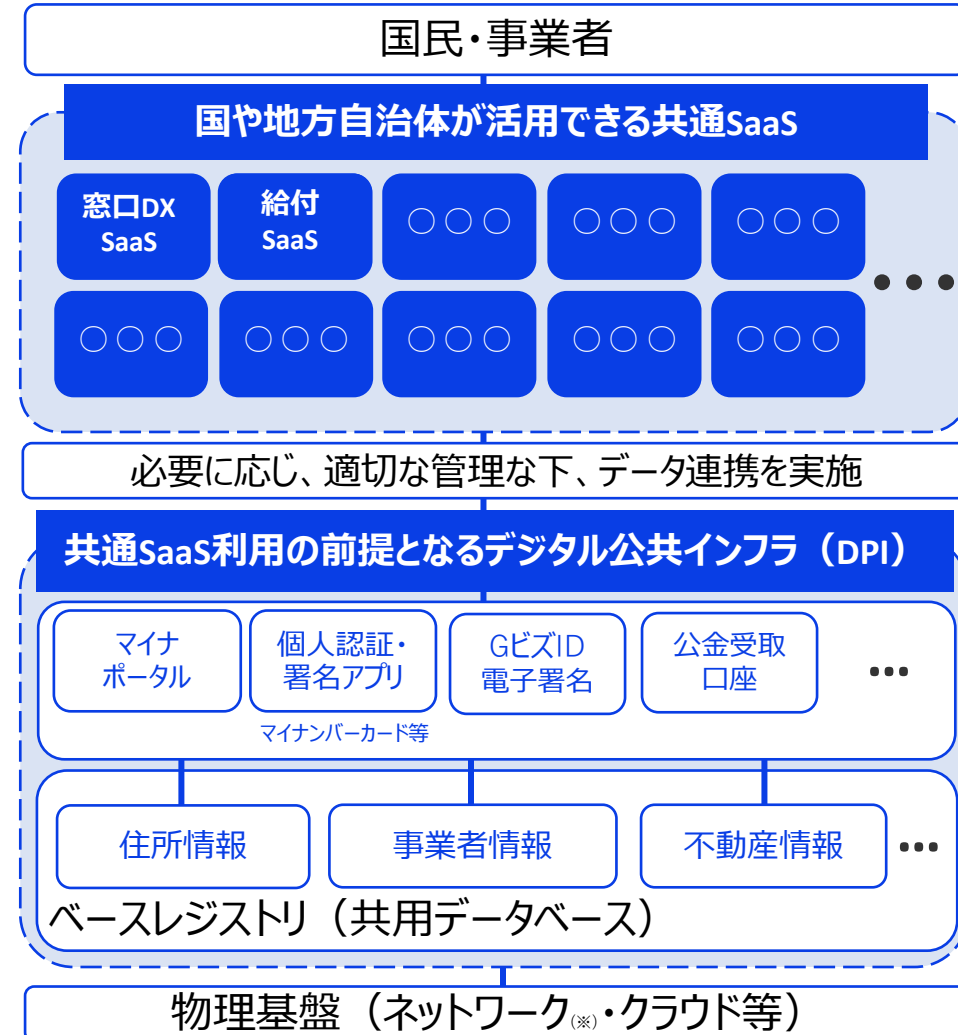
- 現状や取組を踏まえ、策定
- 共通化すべき業務・システムについては、各省庁の関与の下で推進するものや、地方自治体間の協力を促すものなどについて検討しつつ判断基準を提示
- 地方自治体と協議の上、共通化に取り組む対象を選定

国と地方が連携する体制

必要な後押し

（各省庁における所管分野の業務見直しを含む）

国・地方デジタル共通基盤の将来的な実現イメージ



（※）令和5年9月より「国・地方ネットワークの将来像及び実現シナリオに関する検討会」において検討が行われている。

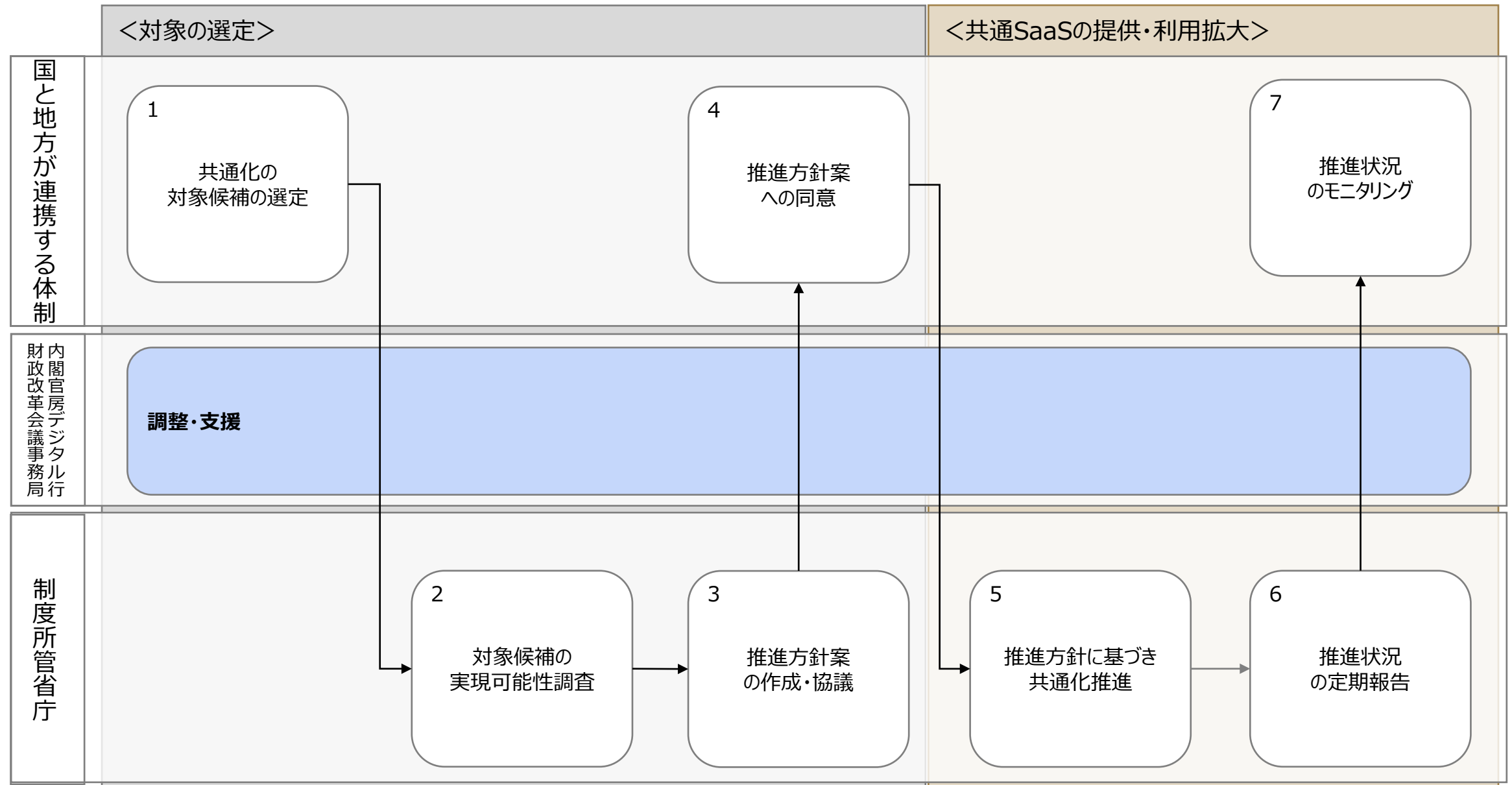
共通化対象や共通SaaSの提供・利用の拡大（イメージ）

○ 共通化の対象となり得る、すべての事務・システムを一気に推進するのではなく、より効果が高く、ニーズの高い事務・システムから共通化を推進していき、共通化のノウハウをためながら推進してはどうか。

N年度	N+1年度	N+2年度	N+3年度	N+4年度	N+5年度
対象の選定 (業務・システム群A)	共通SaaSの提供・利用拡大				
	対象の選定 (業務・システム群B)	共通SaaSの提供・利用拡大			
		対象の選定 (業務・システム群C)	共通SaaSの提供・利用拡大		
			対象の選定 (業務・システム群D)	共通SaaSの提供・利用拡大	
				対象の選定 (業務・システム群E)	共通SaaSの提供 ・利用拡大

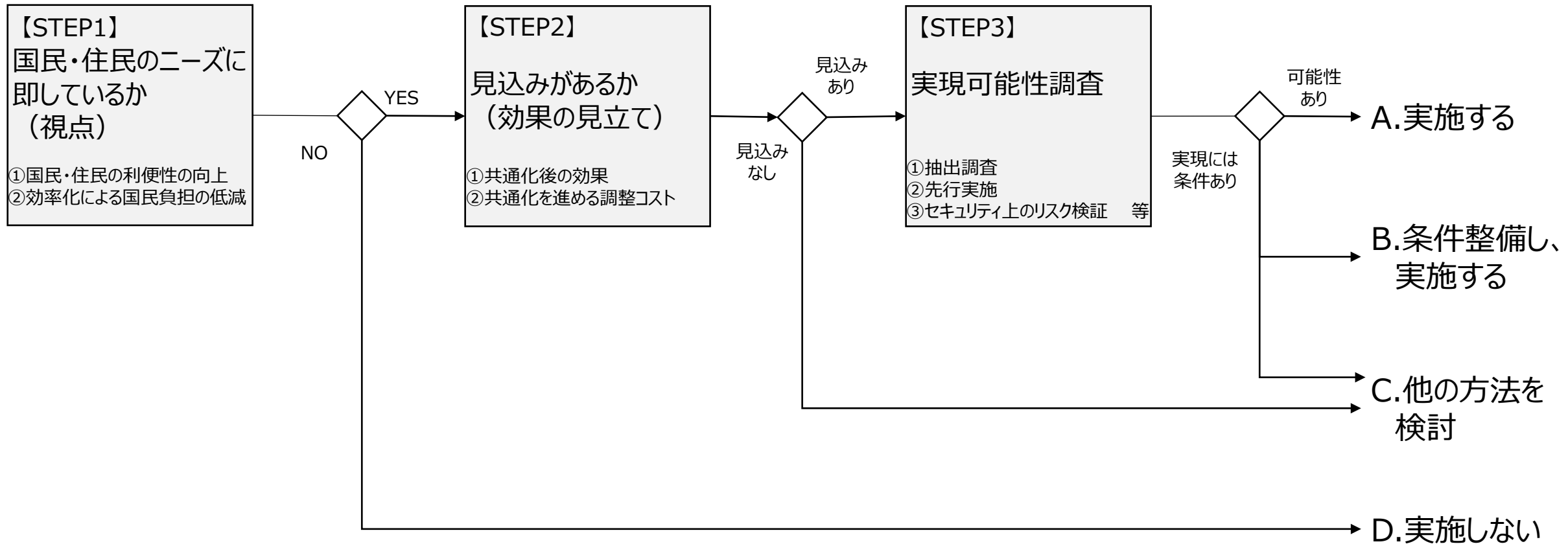
国と地方の連携の枠組み（イメージ）

○ 内閣官房デジタル行財政改革会議事務局が調整・支援を行いながら、6月以降、国と地方が連携して、共通化の対象の選定を行い、共通化を推進していくこととしてはどうか。



共通化すべき業務・システムの対象の選定プロセス（イメージ）

- 20業務の標準化やガバメントクラウドへの移行の取組を踏まえると、共通化すべき業務・システムの選定プロセスを明確にすべきではないか。その際、国と地方自治体が共通認識をもって協力して共通化の取組を進めるべきではないか。
- 共通化の取組は、地方自治体の意見を丁寧に聞きながら、国民・住民からのニーズに即していることを前提に、地方自治体の業務の効率化や業務改善に十分配慮した上で、共通化の効果があると見込みがある領域について、地方自治体の業務・システムの状況等を踏まえた実現可能性調査を実施し、最終的に、共通化の取組を実施するかどうか、判断をすることとしてはどうか。



共通化すべき業務・システムの対象の選定（当面の予定）

- 第2回ワーキングチーム資料1のp18の基本的な考え方をベースに、第2回ワーキングチームでの地方3団体からの意見を踏まえると、次の3つの当面の具体的視点が、共通化すべき業務・システムの対象の候補を絞り込む上で、有望ではないか。

【参考】第2回ワーキングチーム資料1（抜粋）

「共通化すべき業務・システムの基準」に係る論点①

【STEP 1】（視点） 地方自治体の業務やシステムのうち、共通化することが望ましいものは何か。

⇒ 国民・住民からのニーズ（①国民・住民の利便性の向上や②効率化による国民負担の低減）の高いサービスに係る業務やシステムを中心として、共通化を進めることが適当ではないか。

（例） 地方自治体の区域をまたがる活動を行う法人等が不便と感じている手続等

（例） 多くの添付書類の持参を求められる手続等

（例） 申請してから処分や賦課給付まで長期間待たされる手続等

その際、地方自治体の業務の効率化や業務改善にも十分配慮する必要があるのではないか。

「十分な配慮」として、たとえば、次のようなものが考えられるか。

(1) 執行方法が各団体で共通的であると考えられるものかどうか

(2) デジタルの活用による効果が高いと考えられるものかどうか 等

（例） 職員による二重入力が発生している業務

（例） 国への報告に際し、中間団体がとりまとめをしている業務

（例） 関係者の情報共有を紙で行っている業務

（例） データの発生源から集計するまでに時間を要し、データに基づく行政をタイムリーに行うことができない業務 等

＜当面の具体的視点＞

- 業務の共通性があることを前提に、次の3つの視点が有望
 - (1) 新しい課題に対する業務・システムで、導入団体は現状は少ないが、全国的に展開することが有意義なもの
 - (2) 制度改正への対応が多い、又は大きな制度改正がある業務・システム
 - (3) データに基づく行政をタイムリーに行う必要がある業務・システムで、国への報告に手間を要しているもの

- 上記の視点をもとに、次の取組を調査・分析し、6月以降、国と地方が連携する体制の中で、共通化すべき業務・システムの対象候補の選定を行ってはどうか。

- (1) 令和6年の分権提案の分析
- (2) 近年の制度改正の分析
- (3) 事業者からの提案募集・分析

・ 導入団体数は少ないが、国民や住民のニーズに即したものであると考えられるもの